



2022年10月26日

各位

会社名 マニースト株式会社  
代表者名 代表執行役社長 齊藤 雅彦  
(コード: 7730 東証プライム市場)  
問合せ先 執行役副社長 高橋 一夫  
電 話 028-667-1811

### 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2022年10月26日開催の報酬委員会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の執行役（以下「対象役員」といいます。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入する方針について決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本制度の導入目的等

本制度は、対象役員に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

##### 2. 本制度の概要

本制度は、役員退職慰労金の廃止も含め、従来からのパフォーマンスユニット等の長期インセンティブ報酬制度を改め、中期経営計画の業績目標の達成度等によって譲渡制限を解除する「中期経営計画達成要件 RS」と中期経営計画ラップ目標達成等によって付与され一定期間継続して対象役員の地位にあることを条件として譲渡制限を解除する「中期経営計画ラップ目標達成要件 RS」の二種類で構成されます。

対象役員は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、当該普通株式の募集事項にかかる各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象役員への金銭報酬債権の具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員との間において、譲渡制限付株式割当契約を締結することとし、その内容としては、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等が含まれることといたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以上